

住宅改修 提出書類チェックリスト(事前審査申請用(工事着工前))

令和6年4月版 ※必要に応じて提出前にご使用ください。本チェックリストは提出する必要はありません。

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	要介護度	確認日
	年 月 日			年 月 日

チェック項目

1. 基本項目

- 提出書類が揃っているか。
【提出書類】
 - 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前審査(変更)申請書
 - 住宅改修を必要とする理由書
 - 平面図
 - 改修前の写真
 - 見積書及び内訳書
 - 住宅所有者の承諾書または念書(改修を行う住宅の所有者が申請者(被保険者)でない場合のみ)
 - 代理申請の委任状(窓口に提出する人が申請者以外の場合のみ)
- 申請書等について誤って記載した場合には、修正液や修正テープでの修正をしていないか。
※改修費用額の訂正は不可。改修費用額以外の箇所を訂正する場合、誤った箇所を二重線で抹消し訂正する。
- 支給申請日時点で住宅改修の支給を受ける条件を満たしている必要があることを理解しているか。
※新規や区分変更申請中に事前申請を行う場合→支給申請の時点で介護認定を受けていること。
※入院(入所)中に事前申請を行う場合→退院(退所)し、工事完了後に実際に使用していること。
- 着工許可の通知後、工事内容に変更があった場合は、速やかに市と協議が必要なことを承知しているか。また、変更に伴う協議の結果、市からの指示(変更申請など)に対応することを承知しているか(被保険者、工事施工者等全ての関係者を含む)。また、変更に伴う協議の結果、市からの指示(変更申請など)に対応することを承知しているか。
※工事内容変更協議(必要な場合)をしない場合は、原則として支給の対象外とする。
- 住宅改修を行う家屋は、現在居住している住所地であり、被保険者証に記載されている住所であるか。
- 新築・増築・リフォームではないか。
- 申請者(被保険者)または家族が自ら材料を購入し住宅改修を行う場合は、見積書は購入先の業者が作成したものであるか(材料費のみが支給対象となり工賃は含まれない)。また、材料を購入する前であるか。

2. 居宅介護(介護予防)住宅改修事前審査(変更)申請書

- 申請者欄は、申請者の自署であるか。
- 着工予定年月日は、申請日の翌開庁日から数えて、11開庁日以降の日付となっているか。
※保険者から照会や資料の追加等の指示があった場合は、回答の確認や資料の提出日を申請日とみなすことに留意すること。

3. 住宅所有者の承諾書、念書(所有者が亡くなっている場合、相続人の承諾を得て作成した念書が必要です。)

- 共同名義の場合、本人以外の共有者全員分の承諾書または念書が添付されているか。
- 賃貸住宅等の場合は、所有者の署名・印鑑(法人の場合は、法人登記されている印鑑)が、押印されているか。また、賃貸借契約書の写しが添付されているか。

4. 理由書

- 被保険者の身体状況などのアセスメントを実施し、関係者と協議した内容となっているか。
- 被保険者の身体状況や課題、改修による効果等が具体的に定め記載されているか。

5. 工事見積書 ※任意様式

- 見積書の宛名は、申請者(被保険者)の氏名であるか。また工事場所は、申請書の住所欄と同一であるか。
- 見積書には日付及び事業所名、所在地、代表取締役名等の記載と押印がされているか。
- 工事の種類・箇所ごとに、内容や数量等を区分して記載しているか。また、材料費、施工費、諸経費等が適切に区分されているか。
- 介護保険対象外の工事もあわせて行う場合は、工事全体のものと同保険給付の対象となる部分のものに分けられているか。

6. 平面図等 ※任意様式

- 工事する箇所(位置)を図面上に分かりやすく記載しているか。また、工事に関連する家屋の間取りや動線等が記載してあるか。
- 施工する手すり、スロープなどのサイズや高さなどが記載されているか。

7. 改修前の写真 ※任意様式可

- できるだけ具体的に施工位置等がわかるように工夫されているか。
※手すりやスロープなどの場合、取り付け位置等がわかるように写真に記載すること。
- 撮影年月日が表示されているか。